

お客さま保護管理態勢

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めています。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めています。(詳しい内容は当金庫ホームページに掲載しています。)

当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、営業店窓口または下記までご連絡ください。

個人情報に関する
ご相談窓口

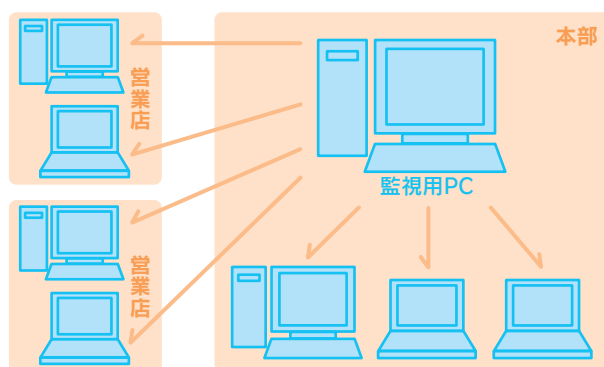
愛媛信用金庫 お客さま相談室

住所: 愛媛県松山市二番町4丁目2番地11 電話番号: 089-946-1203

情報漏えい防止への対策

情報漏えいを防止するため、内部規程に基づき営業店ごとに個人情報基本台帳を作成し、保管場所、管理責任者等を明確にして適正に管理し取扱うとともに、監査部監査において検証を行っています。

また、情報セキュリティ維持のため、金庫内ネットワーク上のパソコンの使用状況を監視し、情報資産の持ち出し等、不正アクセスによる内部・外部の脅威から適切に情報を保護するよう努めています。



利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども愛媛信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融犯罪被害の未然防止への取組み

偽造・盗難キャッシュカード犯罪への対策

偽造・盗難キャッシュカードによる犯罪からお客さまの大切な預金をお守りするため、また、お客さまに安心してキャッシュカードをご利用いただくため、被害の発生を防止するための対策および被害を極小化するための対策を図っています。

詳しくは P. 57

暗証番号変更のお願い

類推されやすい暗証番号(生年月日、電話番号等)を使用されているお客さまは、お早めに変更をお願いします。暗証番号の変更は、当金庫のATMでお手続いただけます。

なお、当金庫から暗証番号をお尋ねすることは一切ございません。

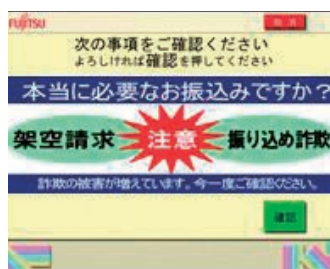
◆万一、偽造・盗難キャッシュカード等による被害に遭われた場合は下記までご連絡ください。

平日	8:45~17:00	本店または営業店 詳しくは P. 54・55
	7:45~8:45	あいしんビジネスサービス(株) 監視センター ☎089-946-1115
	17:00~21:00	
当金庫休業日	8:30~21:00	

振り込め詐欺への対策

お振込や定期預金の解約などで来店されたお客さまが過度に動揺されていたりする場合には、事情をお伺いし適切なアドバイスをするよう心掛けています。

また、ATMでは、お振込の手続きに入る前にメッセージを表示し、注意を呼び掛けています。なお、操作方法の誘導による被害防止の観点から、ATMコーナーでの携帯電話の使用を原則禁止しています。



ATM画面やチラシなどでお客さまへ注意を呼び掛けています

振り込め詐欺救済法

平成20年6月21日、振り込め詐欺救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)が施行されました。この法律は、被害者救済の観点から、現在振り込め詐欺等の犯罪により金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の返還手続等を定めたものです。

振り込め詐欺被害に関する相談窓口

電話番号 お客さま相談室 089-946-1203
営業統括部 0120-132-220
受付時間 月曜日~金曜日(休業日を除く)9:00~17:00

※振り込め詐欺被害に遭われた場合は、最寄りの警察署へお届けください。
※振り込め詐欺救済法に基づく公告や手続きの流れ、振り込め詐欺救済法に関するQ&A等につきましては、預金保険機構のホームページをご覧ください。
預金保険機構ホームページ <http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>